

記事執筆業務委託契約書

第1条(契約の目的)

本契約は、発注者(以下「甲」という)と受注者(以下「乙」という)との間で、甲が乙に対して記事執筆業務を委託し、乙がこれを受託することに関する諸条件を定めることを目的とする。

第2条(業務内容)

1. 甲は乙に対し、以下の業務(以下「本業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。
 - 記事の執筆業務
 - その他甲乙間で合意した関連業務
2. 個別の記事テーマ、執筆本数、文字数、納期、その他具体的な業務内容については、別途甲乙間で書面または電子メールにて合意するものとする。

第3条(契約期間)

1. 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。
2. 契約期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙から書面による契約終了の意思表示がない場合、本契約は同一条件にて自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条(報酬・支払方法)

1. 本業務の報酬は、個別に合意した内容に基づき、以下の計算により算出する。
 - 基本報酬: 1文字あたり〇円 × 実績文字数
 - その他報酬: 甲乙間で別途合意した金額
2. 報酬の支払いは、乙からの請求書受領後、翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法により行うものとする。
3. 振込手数料は甲の負担とする。

第5条(納品・検収)

1. 乙は、個別に合意した納期までに記事を納品するものとする。
2. 甲は、納品された記事について、納品日から〇営業日以内に検収を行い、修正が必要な場合は乙に通知するものとする。
3. 修正の要請を受けた場合、乙は速やかに対応し、再納品するものとする。
4. 納品日から〇営業日以内に甲から修正の要請がない場合、記事は検収に合格したものとみなす。

第6条(秘密保持)

1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上、技術上、その他一切の情報を秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 前項の義務は、本契約終了後も〇年間存続するものとする。

第7条(著作権)

1. 本業務の成果物に関する著作権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含む)は、納品と同時に乙から甲に譲渡されるものとする。
2. 乙は甲に対し、成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

第8条(再委託の禁止)

乙は、甲の書面による事前の承諾なく、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第9条(契約解除)

1. 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、催告なしに本契約を解除することができる。

- 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、是正されないとき
- 差押、仮差押、仮処分、強制執行等の申立てを受けたとき
- 破産、民事再生、会社更生等の申立てをし、または申立てを受けたとき
- 解散、事業の廃止、事業の全部または重要な一部の譲渡の決議をしたとき
- 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
- 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

2. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された当事者は、相手方に対し、解除により生じた損害を賠償するものとする。

第10条(損害賠償)

甲または乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負う。ただし、賠償額は、本契約に基づき乙が受領した報酬総額を上限とする。

第11条(反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、自己または自己の役員が反社会的勢力でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 甲または乙が前項に違反した場合、相手方は催告その他の手続きを要せず、直ちに本契約を解除することができる。

第12条(協議解決)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

第13条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条(準拠法)

本契約の準拠法は日本法とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)発注者

住所:

名称:

代表者: 印

(乙)受注者

住所:

名称:

代表者: 印